

金沢美術工芸大学教育研究基金ワールドワイド奨学金規程

平成 22 年 4 月 1 日

規程第 91 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、金沢美術工芸大学教育研究基金ワールドワイド奨学金（以下「奨学金」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 奨学金は、金沢美術工芸大学（以下「本学」という。）の学生に対して、金沢美術工芸大学教育研究基金（以下「基金」という。）を活用して、本学学生が海外で行う人や文化等との交流を通じた研修活動等の費用の一部を支援することにより、学生のアート力の向上を目指すことを目的とする。

(事業の経費)

第 3 条 奨学金の給付事業を行うために必要な経費は、原則として金沢美術工芸大学教育研究基金において受け入れた寄附金及びその果実をもって充てる。

(応募資格)

第 4 条 奨学金を応募できる者は、本学の学部又は大学院の学生（委託生、研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び特別科目等履修生を除く。）で、アートに関係する国際機関等の企画事業及び自らが企画するプロジェクトや自己研修等による概ね 5 日以上の海外研修（団体旅行やツアーへの参加によるものを除く。以下、「研修」という。）を計画している者（以下「計画者」という。）又は計画者が複数人集まったグループ（以下「計画者グループ」という。）とする。

(応募方法等)

第 5 条 計画者又は計画者グループは、公立大学法人金沢美術工芸大学教育研究基金規程で別に定める委員会が提示する期日までに、応募しなければならない。

2 前項により応募する者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) ワールドワイド奨学金申請書（様式第 1 号）
- (2) ポートフォリオ
- (3) 研修のプログラム等を証する書類
- (4) その他必要とされる書類

(給付の決定)

第 6 条 奨学金の給付の可否は、教育研究審議会の審議を経て学長が決定し、その結果を文書により当該応募者に通知する。

(給付回数)

第 7 条 本奨学金の給付は、学生 1 人当たり在学中 1 回限りとする。なお、計画者グループで当該グループ内に給付を受けたことがある学生が含まれる場合は、該当する学生を除いたグループの構成員に対し給付するものとする。

(給付額等)

第 8 条 奨学金の給付額は、研修 1 件当たり 8 万円以内とし、研修を終えた後、原則として 2 週間以内に提出する海外研修終了報告書（様式第 2 号）の受理後、一括給付する。なお、この奨学金の給付を受けるにあたり、研修実施に際して本学以外の他機関等からの奨学金

等の併用を妨げないものとする。

(奨学金の返還)

第9条 奨学金受給者が研修実施の当該年度途中で、次の各号のいずれかに該当したときは、既に支給した奨学金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 退学したとき。
- (2) 除籍を受けたとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったことが判明したとき。
- (4) 本人から奨学金給付辞退の申出があったとき。
- (5) その他奨学金受給者として適当でないと認められたとき。

(庶務)

第10条 奨学金に関する庶務は、事務局において処理する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

金沢美術工芸大学ワールドワイド奨学金申請書

年 月 日

金沢美術工芸大学長 様

所 属 ・ 学 年 専 攻 年 次 生

学籍番号・氏名（ ）

※グループで申請する場合は、代表者の氏名等を記入してください。
ほかのメンバーの上記内容が分かる一覧を添付してください。

下記の計画により、金沢美術工芸大学ワールドワイド奨学金を申請します。

記

1 渡航先 (国名: _____)

2 期 間 年 月 日 ~ 年 月 日

3 目的及び計画

4 渡航中の連絡先（重要な連絡を E-mail で行います。必ず連絡のとれるアドレスと電話番号を記入してください。）

E-mail アドレス _____

電 話 番 号 _____

